

補助対象事業者及び補助対象車両並びに申請方法の関係

表1 先進環境対応トラック（車両総重量2.5t超）

注1)	トラックを事業の用に供する者		申請の方法		補助金額
	自家用 (白ナンバー)	事業用 (緑ナンバー)	通常申請 注2)	実績申請 注3)	
EV	○	○	○	○注6)	標準車注4)との 差額の2/3
HV	○	×	○	○注6)	標準車との差 額の1/2
NGV(車両総重量 12t超に限る。)	○	○	○	○注6)	同上

表2 先進環境対応バス（定員11人以上）

注1)	バスを事業の用に供する者		申請の方法		補助金額
	自家用 注5) (白ナンバー)	事業用 (緑ナンバー)	通常申請 注2)	実績申請 注3)	
EV	○	×	○	○注6)	標準車注4)との 差額の2/3
PHV	○	×	○	○注6)	標準車との差 額の1/2
HV	○	×	○	○注6)	同上
NGV	○	×	○	○注6)	同上

注1)EVとは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている電気自動車

HVとは、エンジンとモーターを組合せた動力源を持つ自動車(ハイブリッド自動車)

PHVとは、外部電源による充電設備を備えているハイブリッド自動車(プラグインハイブリッド自動車)

NGV:天然ガスを燃料とする自動車(天然ガス自動車)

注2)申請に係るトラック・バスを購入する前に「補助金交付申請書」を提出する場合

注3)申請に係るトラック・バスを購入後、「補助金申請書兼完了実績報告書」を提出する場合

注4)同規模かつ同等仕様の最新燃費基準に適合したディーゼル自動車の価格と補助金申請自動車の価格(架装物等動力構造以外の部分に係る費用を除く)の差額

注5)自家用バスによる有償旅客運送事業者を除く

注6)平成28、29年度に補助対象車両事前登録申請実績があり、かつ、パワートレイン系の改造内容が変更されていないこと。又は、国土交通省の型式指定申請車、新型届出車であること